

無料低額診療のご案内

無料低額診療とは

当院は社会福祉法に定められた第2種社会福祉事業として「無料低額診療事業」を行っています。これは、生計困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行うものです。

対象となる患者さん

当院で診療を受ける患者さんのうち、経済的な理由により窓口での支払が困難な方など。
※世帯状況や収入状況に応じ、当院が定める基準に該当となる方

対象となる医療費

当院の診療費のうち、保険診療の自己負担分及び入院時の食事負担分。
※全額又は一部

ご相談方法

2階医療福祉相談室
収支状況が確認できる書類などをご持参ください。

医療費でお困りの方はご相談ください。

当院は、医療の必要な方が安心して治療を受けられるように、医療ソーシャルワーカーが経済面だけではなく、療養上で生じる様々な生活課題についてもお話をうかがい、生活の立て直しのお手伝いをいたします。